令 和 ３ 年 １０ 月
横浜市建築局建築企画課

一般社団法人　神奈川県建築士会
会員　各位

『横浜市建築基準条例』の一部改正について（令和３年 10 月５日施行）

～用途変更に関する規定の合理化～

既存建築ストックの活用ニーズの高まりを受け、条例を改正しました。

1.　改正概要

商業ビルなどにおいてフロアの一部を用途変更する場合（例えば、物販→飲食）、これまでは建物全体に建築基準条例が遡及適用されたため、用途変更しない部分でも大規模な改修が必要となる場合がありました。

今般、既存建築ストックを活用しやすくするため、一定の要件を満たす場合には、用途変更に関する部分に限定して建築基準条例を適用するように改正しました。

例：階段や廊下などの避難に関する規定の場合

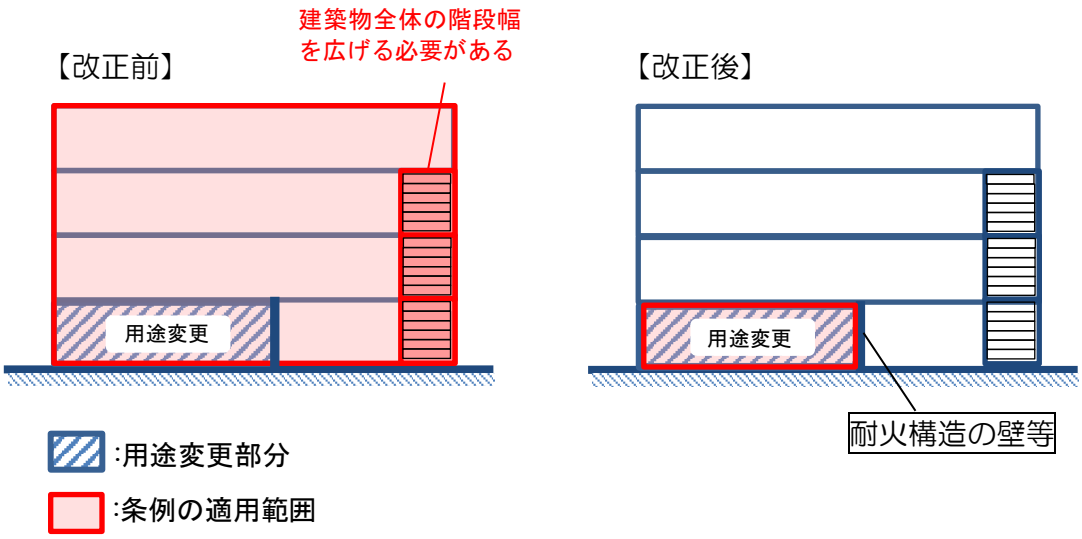

期待される効果

- **ニーズに応じた柔軟なテナント入れ替えが可能に**
- **テナント改修部分の安全性等の向上**
- **改修時の省エネ設備の導入等による環境性能の向上　…等**

詳細については、建築企画課のホームページをご参照ください。

☞ https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/jorei/kijunjourei/kijunjourei.html

2.　施行日

令和３年 10 月５日

3.　お問い合わせ先

横浜市　建築局　建築企画課
Tel：045-671-2933　Fax：045-550-3568
E-mail：　kc-kikaku@city.yokohama.jp